

令和7年度

世田谷区立小・中学生海外派遣児童・生徒の募集



1 内容

令和7年度に世田谷区立小学校5年生及び中学校2年生を、姉妹都市との教育交流を目的に派遣します。つきましては、派遣する児童・生徒を募集しますので、希望される方は、お申込みください。なお、本事業にご応募いただく際は、必ず「令和7年度世田谷区立小・中学生海外派遣事業募集要領」及び「提出票及び作文用紙の提出方法について」を併せてご確認ください。

2 応募対象

令和6年度現在、区立小学校第4学年、又は中学校第1学年に在籍している児童・生徒（※応募資格の詳細は、別紙「令和7年度世田谷区立小・中学生海外派遣事業募集要領」をご確認ください。）

3 派遣先、時期、人数（予定）

※派遣先、期間、人数等は変更又は中止になることがあります。

対象	派遣先	時期・期間	人数	内容	経費
小学5年生	オーストリア・ウィーン市※ ¹	令和7年10月下旬又は11月上旬・約1週間	16名以内	現地家庭へのホームステイ、現地学校の授業体験、史跡巡り等	不要 （ただし、旅券取得費、海外旅行傷害保険加入費、小遣い等は別途自己負担。）
	オーストラリア・バンバリー市	令和7年10月下旬又は11月上旬・約1週間	16名以内		
中学2年生	オーストラリア・バンバリー市※ ²	令和7年9月約10日間	16名以内		

※1 小学生のオーストリア派遣について、ホームステイは実施しません。

※2 小学生及び中学生のオーストラリア派遣について、週末3日間はホームステイ、それ以外の日程はホテルステイの予定です。ただし、受入側のバンバリー市の都合で、週末のホームステイをホテルステイ等に切り替える可能性がありますので予めご了承ください。

4 応募方法・期間

（1）申し込みの方法

下記 URL 又は二次元コードより、お申し込みください。

【小学生】 <https://logoform.jp/form/JqMJ/837963>

【中学生】 <https://logoform.jp/form/JqMJ/838727>



【小学生】



【中学生】



（2）応募期間

令和6年12月20日（金）～令和7年1月15日（水）午後5時まで

（3）その他

第1次選考の作文を別途、5（1）の要領で提出してください。

※作文の提出により、第1次選考の対象となります。

5 第1次選考

(1) 「提出票」及び「作文用紙」の提出

令和7年1月15日(水)午後5時までに必着で、別紙「提出票」及び「作文用紙」を世田谷区教育委員会教育指導課に提出（ファクシミリ、メールでの提出は不可）

担当・郵送あて先

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区教育委員会事務局教育指導課 「世田谷区立小・中学生海外派遣事業担当」

電話 03-5432-2706

(※応募方法、作文用紙の提出に関する詳細は、別紙「令和7年度世田谷区立小・中学生海外派遣事業募集要領」及び「提出票及び作文用紙の提出方法について」をご確認ください。)

(2) 作文のテーマ

小学生

「海外派遣で学んだことを自分の生活や将来のためにどのように生かしていきたいか」
(文字数400字以上～600字以内)

中学生

「姉妹都市に伝えたい世田谷区の魅力と、海外派遣で学んだことを自分に関わる地域や社会にどのように生かしていきたいか」
(文字数800字以上～1,000字以内)

(3) 結果の通知

令和7年3月12日(水)11時ごろ、下記7(1)に記載の世田谷区ホームページに第1選考通過者の受験番号を掲載してお知らせします。

※受験番号は4(1)の応募申込フォームの申請完了メールにてお知らせします。

6 第2次選考

第2次選考は、面接を令和7年3月23日(日)に教育総合センターで実施予定です。
集合・面接時間等は、第1次選考通過者に別途お知らせします。

7 応募関係書類（「令和7年度世田谷区立小・中学生海外派遣事業募集要領」、「提出票」及び「作文用紙」）の入手先

(1) 世田谷区ホームページのリンク先

世田谷区トップページ>教育委員会>学校教育>学校保健・学校生活>学校行事等
>「令和7年度 世田谷区立小・中学生海外派遣児童・生徒の募集」（ページ番号：
21728）

(2) URL：<https://www.city.setagaya.lg.jp/02251/21728.html>

(3) 自宅にパソコン等が無く、印刷が困難なご家庭は、各校の担任の先生からもらうか教育指導課窓口までお越しください。

教育指導課指導管理係 世田谷区世田谷4-21-27
世田谷区役所東棟6階603窓口

8 その他

(1) 国際情勢及びその他の事由により、派遣が延期、変更又は中止となる場合があります。その際に、それまで負担した費用等の返還には応じられません。

(2) 派遣先では、アレルギー除去食の提供等、日本と同様の対応ができないことがあります。

(3) 派遣日程は、小・中学生いずれも、在籍する学校の宿泊行事等と重なる場合があることを考慮した上で申し込んでください。尚、参加期間中は出席の扱いとなります。

【担当・問い合わせ先】

(小学生の派遣について)

世田谷区教育委員会事務局教育指導課

電話 03-5432-2706

(中学生の派遣について)

世田谷区生活文化政策部文化・国際課

電話 03-6304-3439